

2022年11月10日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

厚生労働省保険局 局長 伊原 和人 様

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課 課長 水谷 忠由 様

新潟県保険医会

会長 井上 正則

## オンライン請求の紙媒体による返戻廃止等について 柔軟な対応を求める要望書

貴職の日頃からの国民医療確保へのご尽力に敬意を表します。

さて、厚生労働省より9月30日付で「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（周知依頼）」が通知され、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の令和6年度中の廃止を目指すことが示されました。

オンラインによる返戻の場合、医療機関では、オンライン請求端末で返戻レセプトをダウンロードした上で、そのデータをレセプトコンピュータ等で修正し、再請求のデータを作成するといった複雑な操作が必要となります。しかし、支払基金における令和4年4月時点の返戻レセプトダウンロード未実施率は医科56.6%、歯科49.2%と、未だ多くの医療機関がオンラインでの返戻に慣れていない状況です。

返戻レセプトの有無はオンライン請求システムのトップ画面で確認できる仕様となっていますが、通常、医療機関でオンライン請求システムを立ち上げるのは月初めのレセプト請求時のみのケースが多く、場合によっては半月以上返戻レセプトに気が付かない恐れがあります。加えて、直近3か月の期限を超過した場合、返戻レセプトのダウンロードは不可とされています。診療報酬請求権は原則5年、紳士協定による再審査請求の申し出は原則6か月を期限とするなかで、3か月という期間はあまりに短く、万一返戻通知の見落としがあれば、請求の取りこぼしが生じる危険があります。

こうした問題を回避するためにも、ダウンロード期限等も含めた紙返戻の廃止に係る丁寧な周知と、医療機関がオンラインでの返戻に慣れるための時間が必要です。

また、今年度に入ってから、オンライン請求システムに障害が発生する事故が数回発生しています。今後も同様の障害が発生する懸念が払拭されない中、紙媒体での返戻は、障害でデータが読み取れない際の担保としても機能します。

以上から、紙媒体の返戻については、一律に期限を設けて廃止するのではなく、柔軟に取り扱いを継続すべきです。

医療機関が適切に返戻レセプトを処理できるよう、以下を要請いたします。

## 記

- 一、オンライン請求を行っている医療機関が、オンラインで送られる返戻レセプトのデータを確認、処理できる体制が整うまで、紙媒体の返戻レセプトを受け取ることができるようにすること。
- 一、審査機関に対し、医療機関の希望に応じて、紙媒体の返戻レセプトを送付する等柔軟な対応をとるよう指示すること。
- 一、医療機関がオンライン請求システムを開かずとも、未ダウンロードの返戻レセプトがある旨を通知する仕組みを講じること。
- 一、返戻レセプトのダウンロード期限を延長すること。
- 一、オンライン請求医療機関への紙媒体での返戻廃止について、対象の医療機関へ丁寧な周知を行うこと。

以上